

06 請願・陳情 Petition Appeal

請願・陳情書の作成

- 請願・陳情は、議会が県政にかかわる議案の審議、政策の立案・提言、県行政の監視等を行う際に、県民の要望等を反映させるための大変な制度です。請願・陳情を提出する際には、右の要領で作成してください。
- 請願・陳情は、居住地・年齢・国籍等を問わずどなたでも提出できます。
- 請願の場合は、県議会議員1名以上の紹介が必要です。

提出

- 県議会事務局議事課へ原本1部をご提出ください。
- メール・FAXでの提出は受け付けていませんのであらかじめご了承ください。
- 請願及び陳情は、開会中、閉会中にかかわらず受理されますが、議会の活動能力が開会中に限られているため、閉会中に受理されたものは、議会が開会されてから、開会中に受理されたものとともに委員会に付託されます。

常任委員会・特別委員会における審査

- 委員会では、請願及び陳情についての審査の結果を、「採択すべきもの」「不採択にすべきもの」のいずれかに区分し議長に報告することになっています。
- 委員会は、必要があると認めるときは、審査報告に意見を付することができます。また、採択すべきものと決定したもので、知事その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記します。

委員長報告・採決（本会議）

採択された請願・陳情のうち適当と認められるものは
知事その他の関係機関へ送付

※ただし、知事その他の関係機関は請願・陳情の内容
に必ずしも法的に拘束されません。

審査結果の通知

請願・陳情の提出者に審査結果が通知されます

請願書・陳情書の作成要領

○○○に関する請願	令和 年 月 日
	沖縄県議会議長 殿
	住所
	氏名（フリガナ） 印
	（法人名代表者氏名）
	連絡先
	○○○に関する請願（陳情）
	背景・理由（わかりやすく記載）

	記
紹介議員	1 (要望事項を記載)
	2 -----

○A4用紙タテ白色で作成してください。

○文書は全て日本語で作成してください。

○表紙（左図）は請願の場合のみ作成してください。

請願・陳情として受付できない事項

○公序良俗に反する行為を求めるもの

○個人の秘密を暴露するもの

○係属中の裁判事件など、司法権の独立を侵すおそれのあるもの

○県の職員の身分に関して懲戒等の個別の処分を求めるもの など

請願・陳情の審査状況

○現在の議員の任期中に提出された請願・陳情の審査状況は、沖縄県議会ホームページでご確認できます。

県議会HP > 議会の活動 > 請願・陳情の審査状況

○請願・陳情に関するお問い合わせ
県議会事務局 議事課
TEL (098) 866-2574

令和2年付託実績

請願・陳情

250 件